

秘密書類リサイクル事業実施規程

(名称及び実施団体)

第1条 本事業は、秘密書類リサイクル事業と称する。

2 本事業は、京都市ごみ減量推進会議（以下「推進会議」という。）の事業として、推進会議に設置する実行委員会において実施する。

(事業の目的)

第2条 本事業は、事業所の事業活動から発生する秘密書類のリサイクルを促進することにより、事業所におけるごみ減量を図ることを目的とする。

(事業参加の資格及び脱退)

第3条 本事業の参加事業者は、原則として推進会議の会員である事業者又は事業者団体の構成員で、この規定を承認のうえ、所定の入会手続きをとった者（以下「会員事業所」という。）とする。

2 会員事業所は、いつでも本事業から脱退できるものとする。

(事業の内容等)

第4条 会員事業所は、推進会議に秘密書類の適正な処理業務（再資源化を目的とした回収、運搬、製紙工場への搬入及び溶解業務をいう。以下同じ。）を委託し、推進会議は、秘密書類の適正な処理業務（溶解業務を除く）を行うことができる回収事業者に、当該業務を再委託する。

2 推進会議は、必要がある場合は、処理業務の内容を変更し、又は回収事業者に処理業務の一時中止を指示することができる。

3 秘密書類の所有権は、会員事業所から搬出した時点で回収事業者に帰属し、回収事業者は、処理業務の履行に当たっては秘密書類を厳重に管理しなければならない。

(回収料金等)

第5条 会員事業所は、秘密書類の回収量に応じて、推進会議に別表1に定める回収料金を支払わなければならない。

2 推進会議は、秘密書類の回収量に応じて、回収事業者に別表1に定める回収料金の範囲内で、別途委託契約に定める回収費用を支払わなければならない。

(禁止事項)

第6条 推進会議の事務局職員及び回収事業者は、本事業の実施により知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 前項の秘密保持の義務は、本事業からの脱退及び本事業の終了後も同様とする。

(報告、検査及び是正措置の要求)

第7条 推進会議は、必要があると認められるときは、回収事業者から処理業務に関する報告を求め、又は処理業務に関する履行状況について検査を実施することができる。

2 推進会議は、処理業務の履行に関して不適切な事項があると認めるときは、当該業務に関して是正措置を講じるよう求めることができる。

(権利義務の譲渡の禁止)

第8条 推進会議は、本事業の実施によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、第4条により回収事業者に再委託するとき及び書面により会員事業所の承諾を得たときは、この限りではない。

2 回収事業者は、本事業の実施に当たり生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、書面により推進会議及び会員事業所の承諾を得たときはこの限りではない。

(注意義務)

第9条 回収事業者は、この規定の定めるところにより、善良なる管理者の注意をもって、処理業務を履行しなければならない。

(会計)

第10条 本事業の会計は、推進会議の特別会計により処理する。

(その他)

第11条 本事業の実施に関して必要な事項は、推進会議に設置する実行委員会において定めることができる。

(施行期日)

第12条 この規程は、平成9年6月23日から施行する。

回収料金表（税別）

*平成20年5月1日料金改定

| 回収量（1日当たり） | 回収料金（1日当たり） |
|------------------------|---|
| 500 kg以下 | <u>一律 8,000 円</u> |
| 500 kgを超え～1,000 kg以下 | <u>8,000 円 + 16 円 × (回収量 - 500 kg)</u> |
| 1,000 kgを超え～1,500 kg以下 | <u>16,000 円 + 11 円 × (回収量 - 1,000 kg)</u> |
| 1,500 kgを超え～2,000 kg以下 | <u>21,500 円 + 9 円 × (回収量 - 1,500 kg)</u> |
| 2,000 kgを超え～2,500 kg以下 | <u>26,000 円 + 8 円 × (回収量 - 2,000 kg)</u> |
| 2,500 kgを超え～3,000 kg以下 | <u>30,000 円 + 7 円 × (回収量 - 2,500 kg)</u> |
| 3,000 kgを超え～ | <u>33,500 円 + 6 円 × (回収量 - 3,000 kg)</u> |